

令和8年度

克雪住宅推進事業補助金

屋根雪下ろしの負担を軽減し、雪に強く、少子高齢化社会に対応した安全で安心して暮らせる住環境整備の促進を図るため、住宅の克雪化に必要な経費の一部を補助します。

克雪住宅とは... 屋根雪を人力で下ろす必要のない雪に強い住宅のことで、融雪型住宅、耐雪型住宅の2種類を支援します。



融雪型住宅

溶かす

屋根に設備を設置して屋根雪を融雪する住宅



耐雪型住宅

耐える

構造耐力を高めて屋根雪を堆積させたままとする住宅

募集期間

融雪型：令和8年4月7日（火） ～ 5月29日（金）まで

耐雪型：令和8年4月7日（火） ～ 11月27日（金）まで

※申請件数が予算件数を超える場合は、抽選となります。予算件数に満たない場合は、先着順で2次募集を行う予定です。

※着工前に申請してください。すでに着工している場合は補助金を交付できません。

※申請年度の4月7日以降の契約分が対象になります。

※過去に屋根融雪設備設置に関する補助金の交付を受けている住宅は対象外です。

補助金額

融雪型住宅：最大 **30万円** 補助率 **1/6** (千円未満切捨て)

(屋根融雪設備の設置費(消費税を含む) × 1/6)

耐雪型住宅：一律 **50万円**

対象者

次のすべてに該当することが条件になります。

- (1) 対象住宅に居住する、または工事完成後に居住を開始する個人所有者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 次のいずれかの工事を行う者
 - (i) 融雪型住宅の新築工事
 - (ii) 既存住宅の融雪型住宅化改修工事
 - (iii) 耐雪型住宅の新築工事

対象住宅

対象住宅は、工事完成後に次表に掲げる整備基準を満たす克雪住宅となります。

融雪型住宅	屋根に降った雪を熱エネルギーを利用して融雪する屋根融雪設備(開放型の散水融雪装置を除く。)を設ける住宅
耐雪型住宅	築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条の規定による積雪荷重(垂直積雪量3メートル、単位荷重1センチごとに30N/m ² 以上)に対し、屋根雪を下ろさずとも安全であることが構造計算書等により確認できる住宅

提出書類

1. 申請のとき

提出書類	融雪型住宅	耐雪型住宅
(1) 補助金交付申請書(様式1号)		○
(2) 納税証明書		○
(3) 請負契約書の写し (補助対象工事費がわかるもの)		○
(4) 住民票の謄本または居住誓約書(様式1-2号)		○
(5) 図面(設備位置を明記したもの) (位置図、配置図、平面図、立面図、屋根伏図)		○
(6) 融雪設備の仕様書	○	
(7) 構造計算書の写し (表紙、垂直積雪量及び加重設定が記された部分)		○
(8) 雪庇処理に関する誓約書(様式1-3号)		○

2. 工事が完了したとき

提出書類	融雪型住宅	耐雪型住宅
(1) 交付決定通知書の写し		○
(2) 領収書の写し		○
(3) 工事写真(着工前及び完成後)		○
(4) 住民票の謄本(申請時点で提出していない場合)		○

申請手続きの流れ

